

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁備三発第64号
令和6年3月28日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の38の規定に基づく事務の留意事項について(通達)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「法」という。)の規定に基づく関連事務を行うに当たっての一般的留意事項等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通達)」(平成19年5月29日付け警察庁丙生環発第17号、丙備発第97号)により示されているところであるが、法第56条の38の規定に基づく警察庁職員による立入検査に関する事務を行うに際しては、特に下記事項に留意し引き続き遺漏なく行うこととされたい。

記

1 警察庁職員による立入検査に関する事務

警察庁長官は、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるができることとされており(法第56条の38第1項)、意見陳述のために必要な限度において、警察庁職員に、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされている(同条第2項)。

警察庁においては、警察庁職員による立入検査に関する事務として、厚生労働省と連携して特定病原体等所持者等の事務所等に立ち入り、主に防護措置の不備の有無や実効性に関して確認しているところ、平素から管理者対策を通じて防護措置の状況を把握している都道府県警察の視点や情報が不可欠となるため、各都道府県警察にあつては、警察庁職員による立入検査に同行されたい。

なお、立入検査への同行については、病原体等の種類に応じ、別添「立入検査実施基準」に従い行うこととされたい。

2 管理者対策の徹底

各都道府県警察にあつては、管轄する施設の防護措置の状況や有事の際の初動措置等を確認し、各種措置の不備を適切に把握できるよう、引き続き平素から管理者対策を徹底するとともに、不備等を把握した場合は、特定病原体等所持者等に管理者対策を通じて必要な指導・助言を行うこと。また、より効果的な管理者対策を実施するため、三種病原体等所持者等については、厚生労働省による立入検査に同行されたい。

別添

立入検査実施基準

	厚生労働省	警察庁	都道府県警察
一種病原体等所持者等	立入検査	立入検査	同行
二種病原体等所持者等	立入検査	立入検査 ※一部実施	同行
三種病原体等所持者等	立入検査 (地方厚生局)		同行

※詳細については別途示す。